

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日)

規

則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表「タイル張り工 千八百円」を

「タイル張り工 千八百円」

機械検査工

千八百円

凸版印刷工

千八百円

オフセット印刷工

千八百円

に改める。

活版製版工

千八百円

広告美術工

千八百円

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

◇正誤	◇人委規則	◇規則	目次
國民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理	鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則	鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則	鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
土地改良区の役員の退任等	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
土地改良事業計画の認可	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
昭和四十二年三月鳥取県公安委員会告示第十四号中訂正	等の規則	等の規則	等の規則
	職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医 一二四六	松 村 孝	昭和四十二年三月三日
ク 一二四七	松 浦 啓 之	ク

鳥取県告示第二百四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 在 地 申出の受理の年月日

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
小田 小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	昭和四十二年三月一日

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日		
		道府県の都	申出の受理の年月日	
小田 小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	東京都	昭和四十二年三月一日	

鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩吉土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 奥 田 賢 治 鳥取市岩吉

理事	吉田 実													
奥田 賢治	鳥羽 正明													
吉田 実	宮部 豊治													
吉田 米治	森本 愛雄													
宮部 豊治	鳥取市岩吉 六三番地三													
二一八	四四													

就任した役員の氏名及び住所
任期満了により退任

監事	片山 一郎													
吉田 米治														
鳥羽 正明														
森本 愛雄														
鳥取市岩吉 六三番地三														
四四														

鳥取県告示第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

北条川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	中江 豊	東伯郡北条町大字下神一八六の一
二	朗	二

昭和四十二年一月二十三日死亡により退任

鳥取県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

法勝寺南土地改良良区

就任した役員の住所及び氏名

									理事	杉山重治	西伯郡西伯町大字落合 四四九
田中邦雄	遠藤正次郎	吉持信夫	細田省吾	福田一十	石田興之助	小谷鉄治	遠藤潔雄	〃	杉山重治	西伯郡西伯町大字落合 四四九	西伯郡西伯町大字落合 四四九
									鳥取県知事 石破二朗	鳥取県知事 石破二朗	鳥取県知事 石破二朗
六三八	落合六六二	落合六四二	落合四七	落合二一六	落合一〇五	福頼一一四	鴨部一五三二	鴨部一四五〇〇	三輪寛義	三輪寛義	三輪寛義

監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
田村広明	金山速水	本池昇一	河本広治	松浦繁	阿代田貞雄	雜賀惣	磯田義郎	遠藤知良	川本重義	大藏貞利	板倉亀吉
									鴨部一四五〇〇	鴨部一四五〇〇	鴨部一四五〇〇
	落合五六九	法勝寺四二〇		三六七	三七七	七〇八	一五四	二四八	三三三	三三八	二九〇

監事	山本親男	野坂弘	井原覚治	金田進	福永貞雄	畠田重利	安野廣	井澤豊	上細見	西伯郡岸本町上細見	退任した役員の住所及び氏名	設立認可申請人において選任し昭和四十二年一月十日就任 任期第一回 通常総会まで	荊尾利之	本池清	鴨部七五〇	福頼一四〇
----	------	-----	------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----------	---------------	--	------	-----	-------	-------

任期満了により退任
就任した役員の氏名及び住所

監事	山本親男	野坂弘	井原覚治	金田進	福永良一	畠田重利	安野敏己	井澤豊	上細見	西伯郡岸本町上細見三五二	理事	井原金好	三五一
監事	山本親男	野坂弘	井原覚治	金田進	福永良一	畠田重利	安野敏己	井澤豊	上細見	西伯郡岸本町上細見三五二	理事	井原金好	三五一

昭和四十一年三月三十日定期総会において総選挙の結果当選し、四月一日就任任期二年

鳥取県告示第二百九号

昭和四十一年七月十三日付けで江府町から申請のあつた土地改良（単県農道）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用す

る同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石破

二朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年三月二十八日から二十日間
 三 縦覧に供する場所 江府町役場
 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議あるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

勤務箇所

職

員

調整数

身体障害者
更生指導所

職業指導員及び機能回復訓練員

岩井長者寮	母来寮	看護婦のうち収容者と起居を共にする職員	一
喜多原学園	皆成学園	主任、教護及び教母のうち児童と起居を共にする職員	三
園長	園長	主任及び教母のうち児童と起居を共にする職員	二
保母のうち児童と起居を共にする職員	保母のうち児童と起居を共にする職員	主任、児童指導員及び保母のうち児童と起居を共にする職員	一
園長	園長	主任及び保母のうち児童と起居を共にする職員	一
積善学園	積善学園	主任及び保母のうち児童と起居を共にする職員	二
整肢学園	整肢学園	主任及び保母のうち児童と起居を共にする職員	三
鳥取盲学校	鳥取盲学校	総婦長、婦長、看護婦、准看護婦、理療師及び理療士	一
鳥取ろう学校	鳥取ろう学校	児童指導員及び保母	二
		一	一

米子皆生学園

白兎学園
皆浜学園

講師、実習助手及び寮母

小学校
中学校

教諭、助教諭及び講師のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接從事することを本務とする職員

附則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十三号

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する等の規則(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正))

第一条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の十六の見出し及び第二項中「経営伝習農場実習指導業務従事職員」を「農業経営大学校実習指導業務従事職員」に改める。

第九条の二十の次に次の一条を加える。

(有害物取扱作業従事職員の手当)
第九条の二十一 条例第三十九条第一項の人事委員会の定める場所は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物及びこれに類する工作物で戸、窓等を密閉したもののが内部とす

る。

2 条例第三十九条第一項の有害物を取り扱う作業で人事委員会の定めることは、クロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行なうくん蒸作業(くん蒸箱及び小型消毒かんによるものを除く。)とする。

第十条中「様式第二十八」を「様式第二十九」に改める。

様式第二十八の次に様式第三十九として次のように加える。

様式第29

(月分) 有害物取扱作業従事職員特殊勤務実績簿					所属箇所	職名	氏名	備考
日	曜	所属長印	直接監督者印	作業の場所	使用した有害物	従事者印		
1								
2								
30								
31								
計	従事した日数	日	1日につき	60円	支給額	円		

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月

鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ホ中「農業講習所又は經營伝習農場」を「農業經營大学校」に改める。

(人事報告に関する規則の廃止)

第三条 人事報告に関する規則（昭和三十年四月鳥取県人事委員会規則第

二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 卯 午

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規

則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 職員の勤務時間は、一週間にについて四十四時間とする。ただし、機動隊に勤務する警察官及び外勤勤務に従事する警察官の勤務時間は、

一週間にについて四十八時間とする。

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則

正

誤

昭和四十二年三月鳥取県公安委員会告示第十四号（昭和三十五年十二月
鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

一 下 二、〇一〇番地の三 一、七五三番地の一

高速車・中速車
四〇キロメートル

高速車・中速車
四〇キロメートル
(ただし、岡山県方向に向う場合を除く。)

六〇〇メートル	六〇〇メートル
六〇〇メートル	六〇〇メートル
六〇〇メートル	六〇〇メートル

七〇〇メートル 右 同	七〇〇メートル ル四〇キロメートル
七〇〇メートル 右 同	七〇〇メートル ル四〇キロメートル
七〇〇メートル 右 同	七〇〇メートル ル四〇キロメートル

八 上 の一地先江町大字小江尾三七番

江府町大字小江尾三七番
七地先